

証券コード 7090
2022年6月8日

株 主 各 位

大阪市中央区淡路町二丁目6番6号
淡路町パークビル2号館
株式会社リグア
代表取締役社長 川瀬 紀彦**第18期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大深町三丁目1番
グランフロント大阪 北館 カンファレンスルームタワーC 8階 Room01
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第18期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（アドレス <https://ligua.jp/>）に掲載いたします。

本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト（アドレス <https://ligua.jp/>）に掲載いたします。

なお、お土産を配布する予定はございません。何とぞご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済状況は、一時は沈静化したとみられた新型コロナウイルス感染症がオミクロン株の発生で再拡大したことにより、依然として経済活動の制約を受ける状況が継続しています。ワクチン接種率の増加とともに感染リスクを低減させつつ、社会経済活動が継続されている状況ではありますが、ロシアによるウクライナ侵攻に対する各国政府の経済制裁の実行による影響等も懸念され、先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループが主要市場とする接骨院業界におきましては、接骨院数の増加に伴う他院との差別化、柔道整復療養費の減少に伴う経営の悪化、新規出店に伴う資金及び人員（有資格者）の確保、人員の増加に伴う教育制度の構築、接骨院オーナーの老後資金の確保等、様々な経営課題が発生しております。

このような状況の中、当社グループの接骨院ソリューション事業では、接骨院に対して経営・運営における様々な問題（売上の減少、資金難、経営戦略不全、教育制度の未整備等）に対するソリューションの提供を行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言下では対面での営業活動は自粛し、オンライン営業やWebセミナーを開催すること等で、新規・既存顧客への対応を行ってまいりました。また、血行促進による疲労回復・筋肉の疲れやこりの緩和等の使用効果が期待できるヘルスケアブランド「Dr.Supporter」の販売を2021年6月より開始し、多くの方々に使用効果を体感していただくためのサンプリングや商品認知度を高めるための広告施策及び営業人員の積極採用のほか、主要ソフトウェア「レセONE」の機能追加による減価償却費を計上したこと等で売上原価、販売費及び一般管理費がそれぞれ増加しました。

金融サービス事業でも緊急事態宣言下では営業活動は制限されましたが、オンライン営業や電話対応により、顧客への丁寧な対応を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は売上高3,202,949千円（前年同期比19.2%増）、営業利益158,501千円（同35.9%減）、経常利益151,218千円（同37.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は和解費用31,230千円を特別損失に計上したこと等により、72,405千円（同54.0%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

接骨院ソリューション事業におきましては、ソフトウェアは「レセONEプラス」を積極的に販売しましたが、大型案件の受注があった前年に比べて売上高は減少しました。

機材・消耗品は、接骨院での自費施術メニューの拡大をサポートする為のツールである機材や消耗品及び当社のコンサルティングノウハウを集約した接骨院向けの運営教材等の販売を行いました。また、2021年6月より「Dr.Supporter」を販売した結果、前年に比べて売上高は増加となりました。

教育研修コンサルは、接骨院における新規利用者のWeb集客を目的としたWebコンサルティング及び各顧客の需要に合わせた継続型のコンサルティングを行った結果、前年に比べて売上高は増加となりました。

請求代行は、接骨院等における事務負担の軽減を目的とした療養費請求代行サービスを展開し会員数が増加した結果、前年に比べて売上高は増加となりました。

以上の結果、接骨院ソリューション事業の売上高は2,325,744千円（前年同期比28.4%増）、営業利益は134,148千円（同31.9%減）となりました。

金融サービス事業におきましては、保険代理店は、オンライン営業にて募集行為を行ったほか、接骨院ソリューション事業において構築された接骨院ネットワーク及び提携先からの紹介先に対し、生命保険及び損害保険の販売を行った結果、前年に比べて売上高は増加となりました。

IFA（金融商品仲介業）は、株式や投資信託等の金融商品を用いて、長期的で安定的な資産形成や資産運用を目的にサービスを展開しております。オンライン営業や電話対応により、顧客への丁寧な対応を行ったことで、口座数と預かり資産が増加しました。一方で、世界的な金融の引き締め等の影響で金融マーケットが軟調に推移し、販売手数料が減少したこと等により、前年に比べて売上高は減少しました。

その他では、一般事業会社等の財務コンサルティングを受託したことにより、前年に比べて売上高は増加となりました。

以上の結果、金融サービス事業の売上高は877,205千円（前年同期比0.0%増）、営業利益は24,352千円（同51.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は308,594千円で、その主なものは、レセONEの機能追加・機能強化するためのソフトウェア開発であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として280,000千円の調達を行いました。

④ 重要な企業再編の状況

当社は、2022年2月10日付で、日本ソフトウェア販売株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2019年3月期)	第 16 期 (2020年3月期)	第 17 期 (2021年3月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	1,809,628	2,167,830	2,687,593	3,202,949
経 常 利 益(千円)	64,762	203,542	240,425	151,218
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	35,604	142,738	157,237	72,405
1株当たり当期純利益(円)	35.18	138.96	116.50	51.64
総 資 産(千円)	907,946	1,608,202	3,318,574	3,279,717
純 資 産(千円)	159,807	822,088	1,058,661	1,144,672
1株当たり純資産額(円)	157.92	631.64	761.05	811.24

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

2. 当社グループは第16期より連結計算書類を作成しております。第15期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期 (2019年3月期)	第16期 (2020年3月期)	第17期 (2021年3月期)	第18期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	1,209,065	1,496,311	1,601,218	1,759,467
経常利益(千円)	40,654	161,567	117,758	29,884
当期純利益(千円)	16,509	111,980	71,943	5,626
1株当たり当期純利益(円)	16.31	109.01	53.30	4.01
総資産(千円)	783,366	1,449,375	2,903,534	2,798,407
純資産(千円)	176,471	807,994	959,272	978,505
1株当たり純資産額(円)	174.39	620.81	689.60	693.47

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社FPデザイン	50,000千円	100.0%	保険代理店、金融商品仲介業
株式会社ヘルスケア・フィット	82,850千円	100.0%	療養費請求代行サービス
株式会社ヒゴワン	30,000千円	100.0%	Webコンサルティング、通信販売、ホームページ制作等
日本ソフトウェア販売株式会社	10,000千円	100.0%	接骨院向けレセプト計算システムの販売

(注) 当社は、2022年2月10日付で、日本ソフトウェア販売株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

未来投資戦略2018（内閣官房日本経済再生総合事務局2018年6月）において、持続可能でインクルーシブな経済社会システム「Society5.0」の実現に向けて、今後取り組むべき具体的施策として「次世代ヘルスケア・システムの構築」が設定されております。これは、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年問題への対策として「健康寿命の延伸」を社会的課題としたものであり、次の2つのKPIが設定されております。

①2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸、2025年までに2歳以上延伸

※2016年：男性72.14歳、女性74.79歳

②平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

国民生活基礎調査（2019年厚生労働省）によると、要介護度別にみた介護が必要となった主な原因として、骨折・転倒（12.5%）及び関節疾患（10.8%）の運動器障害によるものが一定の割合を占めております。柔道整復師は、日本の伝統的な代替療法である柔道整復術の国家資格保有者であり、筋骨格のプロであるため、当社グループは柔道整復師による施術が特に運動器障害の予防に対して効果的であり、「健康寿命の延伸」という社会的課題の解決にも貢献できる可能性があると考えております。

一方で、近年における接骨院業界は、接骨院数の増加に伴う他院との差別化、柔道整復療養費の減少に伴う経営の悪化、新規出店に伴う資金及び人員（有資格者）の確保、人員の増加に伴う教育制度の構築、接骨院経営者の老後資金の確保等、様々な問題や課題が発生しております。

当社グループは「良心の相互創生」という経営理念のもと、「健康寿命を延ばし、生きることを楽しむ社会へ」というグループビジョンを掲げ、国内約5万院の接骨院に対して、ソリューションを1院でも多く提供し、接骨院の経営安定化を図ることが重要であると考え、接骨院業界における取引シェア拡大に取り組んでまいります。

このような経営方針、経営環境の下、当社グループが対処すべき課題は、主として、以下の項目と認識しております。

① 取引シェアの拡大

当社グループが今後より成長していくには、全国50,364院（出典：厚生労働省「令和2年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」）の接骨院との取引シェアを拡大することが最も重要であると考えております。当社グループと取引実績のある接骨院数は、約4,000院（2022年3月末）であり、全国の接骨院総数に対する取引実績率は約8%となっております。今後も引き続き新規開拓活動を行い、取引実績の拡大に取り組んでまいります。

② 組織的な営業体制の構築

当社グループの今後の事業展開を見据えるとともに、経営リスクの軽減を図り、特定の役職員に販売を依存することのない組織的な営業体制の構築に取り組んでおります。組織的な営業体制の構築には、優秀な人材の確保及び入社後の教育制度が重要であると考えております。積極的な採用活動による優秀な人材の確保と採用した従業員がその能力を最大限に発揮できる教育制度の充実に加え、すべての従業員が活躍できる組織環境づくりに取り組んでまいります。また、従業員が定着するためには、共通の考え方となる経営理念の浸透が重要であると考えており、より一層の経営理念の浸透に取り組んでまいります。

③ 商品・サービスの開発

当社グループが継続して成長するには、顧客である接骨院やその先にいる利用者の潜在的ニーズを汲み取り、それらを反映させた新たな商品又はサービスの開発等を継続的に行っていくことが重要であると考えております。IT化やDXによる生産性の向上、療養費に過度に依存しない接骨院の経営体制の構築、健康増進を目的としたトレーニング等の接骨院利用者向け予防メニューの開発等は、接骨院業界の共通課題と考えており、今後も引き続き新たな商品・サービス等の開発に取り組んでまいります。

④ 競合他社との差別化

当社グループが効率的な営業を行うには、競合他社との差別化が必要であると考えております。当社グループの特長といたしましては、次のとおりと考えております。

- ・ 収支計画の作成や財務分析等の当社のコンサルティングノウハウを活かした営業を行っていること。

- ・ 相手先の規模に関係なく、接骨院の多様なニーズに対応できる商品ラインナップがあること。

- ・ 接骨院経営者の老後対策として、資産設計やライフプランを提案できる金融サービス事業がグループ内にあること。

上記のような特長があることから、接骨院と長期的に関係性を構築できることが当社グループの強みの1つであり、今後も引き続き競合他社との差別化を図りながら営業活動を行い、取引実績の拡大に取り組んでまいります。

⑤ 安定収益基盤の強化

当社グループが安定的な経営を行うには、継続的な収入となる安定収益の確保が重要であると考えております。各種コンサルティングのほか、ソフトウェアにおける月額利用料等のサブスクリプション型の収益や、多少の変動はあるものの毎月一定の収益が見込める消耗品等の物販も安定収益の増加に繋がることから、今後も引き続き安定収益基盤の強化に取り組んでまいります。

⑥ 新たなマーケットへの事業展開

当社グループは「健康寿命の延伸」を目指し、ヘルスケアブランド「Dr.Supporter」を中心とした消費者向けの幅広い商品展開を考えております。接骨院業界だけでなく、ヘルスケア業界全体への積極的な事業展開については、当社グループの成長可能性を高めるものであるため、今後も引き続き取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、主として接骨院の経営・運営に対するソリューションを提供する「接骨院ソリューション事業」と保険代理店やIFA（金融商品仲介業）を行う「金融サービス事業」の2つのセグメントで事業を展開しております。

事業部門別の主要な事業内容は下記のとおりであります。

事業区分	サービス区分	事業内容
接骨院ソリューション事業	ソフトウェア	患者情報管理及びレセプト計算システムの提供
	機材・消耗品	接骨院における自費施術商材の販売及び「Dr.Supporter」の販売
	教育研修コンサルティング	接骨院への教育プログラム及び個別コンサルティングの提供
	請求代行	接骨院における療養費請求代行サービスの提供
金融サービス事業	保険代理店	生命保険及び損害保険の代理店として各保険商品の募集
	IFA（金融商品仲介業）	金融商品仲介業として、各金融商品の提案及び仲介
	その他コンサルティング	財務コンサルティング等の提供

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	大阪市中央区淡路町二丁目6番6号
東京事務所	東京都港区虎ノ門一丁目1番23号

② 子会社

株式会社FPデザイン	本社（大阪市中央区）、東京事務所（東京都千代田区）、名古屋事務所（名古屋市中区）、福井事務所（福井県福井市）、福岡事務所（福岡市中央区）
株式会社ヘルスケア・フィット	本社（大阪市中央区）、東京営業所（東京都港区）、浜松営業所（浜松市中区）
株式会社ヒゴワン	本社（熊本市中央区）
日本ソフトウェア販売株式会社	本社（大阪市北区） ※2022年4月19日に大阪市中央区へ移転済み

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
接骨院ソリューション事業	121 (8) 名	35名増 (4名減)
金融サービス事業	35 (4)	- (2名増)
合計	156 (12)	35名増 (2名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者及び臨時使用人は含んでおりません。
2. アルバイト及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77 (2)名	16名増 (4名減)	32.5歳	3.7年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者及び臨時使用人は含んでおりません。
2. アルバイト及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	412,812千円
株式会社三井住友銀行	258,830千円
株式会社みずほ銀行	216,348千円
株式会社関西みらい銀行	152,464千円
株式会社りそな銀行	147,348千円
株式会社商工組合中央金庫	146,300千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 4,020,000株

② 発行済株式の総数 1,415,800株

(注) 1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は23,700株増加しております。

2. 従業員1名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2021年11月30日付で普通株式1,000株を発行しております。

③ 株主数 667名

④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
川瀬 紀彦	459,200	32.54
瀧口 浩平	178,800	12.67
K & P パートナーズ1号投資事業有限責任組合	87,000	6.17
藤原 俊也	71,100	5.04
石本 導彦	68,400	4.85
藤本 幸弘	43,500	3.08
株式会社ケイズグループ	42,300	3.00
城守 和幸	39,600	2.81
K & P パートナーズ2号投資事業有限責任組合	39,000	2.76
桑野 聡史	22,500	1.59

(注) 持株比率は自己株式(4,790株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年3月31日	2015年7月24日
新 株 予 約 権 の 数		10個	46個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 3,000株 (新株予約権 1個につき 300株)	普通株式 13,800株 (新株予約権 1個につき 300株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1個あたり 50,100円 (1株あたり 167円)	新株予約権 1個あたり 50,100円 (1株あたり 167円)
権 利 行 使 期 間		2017年4月1日から 2024年8月30日まで	2017年8月1日から 2024年8月30日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 7個 目的となる株式数 2,100株 保有者数 1名	新株予約権の数 37個 目的となる株式数 11,100株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監 査 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年6月30日	2019年6月28日
新 株 予 約 権 の 数		20個	20個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき 300株)	普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 400,200円 (1株当たり 1,334円)	新株予約権1個当たり 183,000円 (1株当たり 1,830円)
権 利 行 使 期 間		2018年7月1日から 2024年8月30日まで	2021年7月1日から 2029年3月30日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 7個 目的となる株式数 2,100株 保有者数 1名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監 査 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
3. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	川 瀬 紀 彦	株式会社LAS取締役 株式会社FPデザイン取締役 株式会社ヘルスケア・フィット代表取締役社長 株式会社ヒゴワン取締役 日本ソフトウェア販売株式会社取締役
取 締 役 副 社 長	藤 原 俊 也	事業開発室管掌 株式会社ヘルスケア・フィット取締役 日本ソフトウェア販売株式会社取締役
取 締 役 副 社 長	石 本 導 彦	株式会社FPデザイン代表取締役社長
専 務 取 締 役	梅 木 智 史	社長室長
取 締 役	大 浦 徹 也	管理部長 株式会社FPデザイン取締役 株式会社ヘルスケア・フィット取締役 株式会社ヒゴワン取締役 日本ソフトウェア販売株式会社取締役
取 締 役	島 宏 一	株式会社北の達人コーポレーション取締役 株式会社コスモスイニシア取締役 グリー株式会社取締役・監査等委員 日本電解株式会社取締役・監査等委員
取 締 役	村 田 雅 幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社スマレジ監査役 Chatwork株式会社監査役
監 査 役 (常 勤)	江 澤 紳 二 郎	株式会社FPデザイン監査役
監 査 役	桑 野 聡 史	桑野税理士事務所所長 株式会社ヘルスケア・フィット監査役 日本ソフトウェア販売株式会社監査役
監 査 役	吉 田 憲 史	吉田公認会計士事務所所長 株式会社Bridge代表取締役 株式会社ヒゴワン監査役

- (注) 1. 取締役島宏一氏及び村田雅幸氏は社外取締役であります。
2. 監査役江澤紳二郎氏及び吉田憲史氏は社外監査役であります。
3. 監査役桑野聡史氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役吉田憲史氏は公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役島宏一氏及び村田雅幸氏、監査役江澤紳二郎氏、吉田憲史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由がありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	152,028 (13,122)	135,000 (10,800)	－ (－)	17,028 (2,322)	7 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,883 (11,322)	11,400 (9,000)	－ (－)	3,483 (2,322)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	166,911 (24,444)	146,400 (19,800)	－ (－)	20,511 (4,644)	10 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の額は、株式報酬費用として当事業年度に費用計上した額です。

ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、割当等の条件は「二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2015年6月22日開催の第11期定時株主総会において、取締役は年額200,000千円以内、監査役は年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は2名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第16期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額400,000千円以内（うち社外取締役は年額9,000千円以内）、監査役は年額13,500千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）、監査役の員数は3名です。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬規定」及び「監査役会規則」により定めております。具体的には、取締役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。

また、当社の取締役及び監査役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象役員と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

取締役の報酬等は、当社の経営状況、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会にて決定するものとしており、監査役の報酬等は、監査役会での協議によるものとしております。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の額は、2021年6月25日開催の取締役会で決定しております。取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、上記の決定方針と整合していることを確認し、全役員出席の上、審議・決定しております。

当事業年度における監査役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の監査役会の協議により決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役	島 宏 一	株式会社北の達人コーポレーション取締役 株式会社コスモスイニシア取締役 グリー株式会社取締役・監査等委員 日本電解株式会社取締役・監査等委員	重要な取引その他の関係はありません。
取締役	村 田 雅 幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社スマレジ監査役 Chatwork株式会社監査役	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	江 澤 紳二郎	株式会社FPデザイン監査役	株式会社FPデザインは当社の100%子会社であります。
監査役	吉 田 憲 史	吉田公認会計士事務所所長 株式会社Bridge代表取締役 株式会社ヒゴワン監査役	重要な取引その他の関係はありません。 株式会社ヒゴワンは当社の100%子会社であります。

□. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	島 宏 一	当事業年度中に開催の取締役会13回のすべてに出席し、主に組織経営に関する相当程度の知見と豊富な経験に基づき、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。具体的には、新規事業の検討にあたり事業計画および試算資料の精度におけるアドバイスや事業リスクについて多角的な意見を出す等、客観的・中立的な立場から当社の業務執行の監督を行う役割を果たしております。
取締役	村 田 雅 幸	当事業年度中に開催の取締役会13回のすべてに出席し、コーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見と専門知識に基づき、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。具体的には、当社の決算を含めた開示・公表内容についてより企業価値の向上につながるアドバイスや助言を行う等、客観的・中立的な立場から当社の業務執行の監督を行う役割を果たしております。
監査役	江 澤 紳二郎	当事業年度中に開催の取締役会13回のすべて及び監査役会16回のすべてに出席し、コンプライアンスに関する相当程度の見地に基づき発言を適宜行っております。
監査役	吉 田 憲 史	当事業年度中に開催の取締役会13回のすべて及び監査役会16回のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地に基づき発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,137千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,137千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の内容の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を次のとおり決議しております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに社会規範を遵守するとともに、「企業行動規範」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (2) 業務遂行する上で遵守すべき基準及び諸手続を纏めた諸規程を作成し、これを遵守する。
 - (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当取締役、管理部をコンプライアンス担当部署とそれぞれ定める。コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当部署は、コンプライアンス遵守の徹底を図るため、共同して「コンプライアンスマニュアル」等の実施状況を管理及び監督し、役職員に対する適切なコンプライアンス教育及び研修の実施、役職員によるコンプライアンス遵守状況の調査及び問題がある場合の改善指示等を行う。
 - (4) 「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上疑義のある行為等の防止・早期発見・是正を目的として内部通報制度を設け、社内窓口として常勤監査役、人事担当責任者及び内部監査室長、社外窓口として顧問弁護士を内部通報窓口とする体制を、通報者保護の原則に基づき運用する。
 - (5) 万一コンプライアンス上問題となり得る事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役が、直ちにその状況及び対策その他必要な事項を、取締役会及び監査役会に報告する。コンプライアンス担当部署は、かかる事態の再発を防止するための施策を策定し、当社グループにその内容を周知徹底する。
 - (6) 代表取締役社長直轄の内部監査担当部署として内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス担当部署と連携の上、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、これらの活動は定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規則」、「稟議規程」、「文書管理規程」その他の当社社内規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保存及び管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、上記情報を必要に応じて閲覧することができる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスク管理を行う。
 - (2) 経営危機が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、危機を解決、克服又は回避するための体制を整える。
 - (3) 経営危機を未然に防止するため、当社グループ全体のリスクの管理に係る体制の整備等を担当する組織としてリスク管理委員会を設置する。
 - (4) 内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を都度開催する。
 - (2) 「経営会議規程」に基づき、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月1回開催し、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかる意思決定を機動的に行う。
 - (3) 業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、当社グループ全体の目標を設定するとともに、各取締役の業務分担を定め、効率的な業務執行を行う。各部門においては、計画に定める目標の達成に向け、具体策を立案及び実行するとともに、定期的に取締役会に業績報告を行うことにより、経営計画の達成状況について取締役会によるチェックを受ける。
 - (4) 組織的かつ効率的な経営を行うため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定めて運営を行う。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
 - (2) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。
 - (3) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
 - (4) 監査役は、「監査役規程」に基づき、取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとする。
- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、随時各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。
 - (3) 監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととする。
 - (2) 監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査室長と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性の確保を図ることとする。
 - (3) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士等に専門的な立場から助言を受ける等必要な連携を図ることとする。
- ⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた体制
- (1) 「反社会的勢力排除宣言と対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶することを基本方針とする。
 - (2) 「反社会的勢力対応規程」に管理部を反社会的勢力対応部署と定め、体制整備に努める。同規程に基づき、反社会的取引の防止に必要な管理体制及び手続について規定するとともに、不当要求発生時に採るべき対応策や方針を定める。
 - (3) 反社会的勢力対応に関する方針・規程等の周知徹底にあたっては、「企業行動規範」その他の啓発資料の配布や反社会的取引に至る主要類型等を示すなどにより、注意喚起を行うとともに、役職員に対し反社会的勢力対応に関して必要な教育を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 「取締役会規則」に基づき、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、毎月1回の定期取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては、13回の取締役会を開催いたしました。取締役会では月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ② 「監査役会規則」に基づき、毎月1回の監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度においては16回の監査役会を開催いたしました。監査役会においては監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部監査室と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会や重要会議への出席や代表取締役社長との面談を定期的に行っております。
- ③ 内部監査室による定期的な内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長に直接報告しております。また、内部監査室は監査役と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について意見交換を行っております。
- ④ 「リスク管理規程」に基づき、四半期毎に開催しているリスク管理委員会において、関係する法令等の改廃動向の把握も含め、リスク全般の早期発見と未然防止に努めており、当事業年度においては4回開催いたしました。また、「内部通報規程」に基づき、内部通報窓口を設置することにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っており、当事業年度の通報件数は0件となっております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,128,585	流 動 負 債	1,045,742
現金及び預金	1,381,575	買掛金	27,607
売掛金	296,253	1年内返済予定の長期借入金	436,543
商 品	190,667	未払金	137,062
貯 蔵 品	25,835	未払費用	72,505
リース債権及び	151,006	未払法人税等	20,925
リース投資資産		未払消費税等	42,687
その他	83,732	契約負債	9,517
貸倒引当金	△487	預り金	275,575
固 定 資 産	1,151,132	賞与引当金	16,576
有 形 固 定 資 産	117,257	その他	6,742
建物附属設備	61,089	固 定 負 債	1,089,302
車両運搬具	1,802	長期借入金	1,069,646
工具、器具及び備品	46,219	資産除去債務	18,656
建設仮勘定	8,145	繰延税金負債	999
無 形 固 定 資 産	949,154	負 債 合 計	2,135,044
ソフトウェア	632,931	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	131,940	株 主 資 本	1,144,672
顧客関連資産	17,733	資 本 金	476,397
のれん	165,945	資 本 剰 余 金	395,364
その他	603	利 益 剰 余 金	284,022
投資その他の資産	84,720	自 己 株 式	△11,111
繰延税金資産	34,823	純 資 産 合 計	1,144,672
その他	52,791	負 債 純 資 産 合 計	3,279,717
貸倒引当金	△2,894		
資 産 合 計	3,279,717		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,202,949
売上原価	1,568,237
売上総利益	1,634,711
販売費及び一般管理費	1,476,210
営業利益	158,501
営業外収益	
受取利息	13
受取賃貸料	737
受助成金の収入	4,174
その他	35
	4,960
営業外費用	
支払利息	10,065
株式報酬費用	2,031
その他	146
	12,243
経常利益	151,218
経常損失	
和解費用	31,230
固定資産除却損	1,125
	32,355
税金等調整前当期純利益	118,863
法人税、住民税及び事業税	46,967
法人税等調整額	△509
当期純利益	72,405
親会社株主に帰属する当期純利益	72,405

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	464,150	383,118	211,616	△224	1,058,661	1,058,661
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	12,246	12,246			24,492	24,492
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			72,405		72,405	72,405
自 己 株 式 の 取 得				△10,887	△10,887	△10,887
当 期 変 動 額 合 計	12,246	12,246	72,405	△10,887	86,011	86,011
当 期 末 残 高	476,397	395,364	284,022	△11,111	1,144,672	1,144,672

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社FPデザイン
株式会社ヘルスケア・フィット
株式会社ヒゴワン
日本ソフトウェア販売株式会社

- ・ 連結の範囲の変更 日本ソフトウェア販売株式会社は、2022年2月10日付でその全株式を取得したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
なお、2022年3月31日をみなし取得日としたため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・ 商品、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3年～15年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

□. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. 接骨院ソリューション事業

接骨院ソリューション事業においては、主にソフトウェアや機材の販売及び各顧客に合わせたコンサルティングや療養費請求代行のサービスを行っております。ソフトウェアや機材の販売に係る収益は、顧客との契約に基づいて、ソフトウェアの導入が完了した時点で、機材の販売は顧客に商品を引き渡しした時点で収益を認識しております。

サービスに係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間に渡り充足される場合にはサービス提供期間に渡り定額で収益を認識しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法で収益を認識しております。

□. 金融サービス事業

金融サービス事業においては、主に保険代理店として生命保険や損害保険の販売や金融商品仲介業として、株式や投資信託の販売を行っております。保険代理店は、保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険契約の締結の媒介及び付帯業務を行っております。保険契約が有効となった時点で主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で、顧客との契約から生じる代理店手数料の金額を収益として認識しております。また、金融商品仲介業は、株式や投資信託の販売手数料等について、取引が行われた時点で履行義務が充足されるため、同時点において収益として認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現が見込まれる期間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識基準の適用に伴う当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。ただし、当連結会計年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額はなないため、当連結会計年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき検討した結果、それが一定期間継続したとしても、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えております。そのため、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りに重要な影響はありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が現時点では不透明であり、今後の推移状況を注視してまいります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	91,210千円
----------------	----------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|------------|
| (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 1,415,800株 |
| (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 | |
| 普通株式 | 4,790株 |
| (3) 剰余金の配当に関する事項 | |
| ① 配当金支払額等 | |
| 該当事項はありません。 | |
| ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの | |
| 該当事項はありません。 | |
| (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 24,800株 |

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金は金融機関からの長期借入により、短期的な運転資金は短期借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、行わない方針であります。
- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
- 営業債権である売掛金、リース債権及びリース投資資産は顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。
- 営業債務である買掛金、未払金、預り金はすべて1年以内の支払期日であります。長期借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で10年後であります。営業債務及び長期借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- イ. 信用リスクの管理
- 営業債権については、債権管理マニュアル等に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理マニュアル等に準じて、同様の管理を行っております。
- ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

		連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)	リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	151,006	150,648	△358
	資 産 計	151,006	150,648	△358
(1)	長 期 借 入 金 (※ 2)	1,506,189	1,505,855	△333
	負 債 計	1,506,189	1,505,855	△333

(※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権及び リース投資資産	－	150,648	－	150,648
長期借入金	－	1,505,855	－	1,505,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債権及びリース投資資産

元利金の合計額を、新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	計	
ソフトウェア	378,129	－	378,129	378,129
機材・消耗品	956,575	－	956,575	956,575
教育研修コンサルティング	581,193	－	581,193	581,193
請求代行	258,844	－	258,844	258,844
保険代理店	－	395,357	395,357	395,357
IFA（金融商品仲介業）	－	463,497	463,497	463,497
その他	－	18,350	18,350	18,350
顧客との契約から生じる収益	2,174,743	877,205	3,051,948	3,051,948
その他の収益（注）	151,000	－	151,000	151,000
外部顧客への売上高	2,325,744	877,205	3,202,949	3,202,949

(注) その他の収益は、ソフトウェア売上、機材・消耗品売上のリース取引によるものです。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」における「(4)会計方針に関する事項」の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	327,045千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	296,253千円
契約負債（期首残高）	8,882千円
契約負債（期末残高）	9,517千円

②残存履行義務に配分した取引金額

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	811円24銭
(2) 1株当たり当期純利益	51円64銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	50円55銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(吸収分割による事業の承継)

当社の連結子会社である株式会社ヘルスケア・フィット（以下「ヘルスケア・フィット」といいます）は、2022年5月10日開催の取締役会において、アクリーティブ株式会社（以下「アクリーティブ」といいます）が営む事業のうち、療養費早期支払サービス事業（以下「本事業」といいます）を吸収分割によりヘルスケア・フィットで承継すること（以下「本吸収分割」といいます）を決議し、2022年5月13日付でアクリーティブとの間で本吸収分割にかかる合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結いたしました。

また、本合意書に基づき、同日付でアクリーティブとの間で吸収分割契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 吸収分割会社の名称及び取得した事業の内容

吸収分割会社の名称	アクリーティブ株式会社
事業の内容	療養費早期支払サービス事業

② 企業結合を行うことになった主な目的

提携契約の終了に伴うサービス提供の維持

③ 企業結合日

2022年7月1日（予定）

④ 企業結合の法的形式

アクリーティブを吸収分割会社とし、ヘルスケア・フィットを吸収分割承継会社とする吸収分割

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

(2) 取得した事業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

現時点では確定しておりません。

(3)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間
現時点では確定しておりません。

(4)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,362,788	流動負債	763,430
現金及び預金	863,631	買掛金	26,423
売掛金	204,742	1年内返済予定の長期借入金	433,543
商 品	187,107	未払金	60,217
貯 蔵 品	25,835	未払費用	48,538
前 渡 金	6,362	未払法人税等	11,617
前払費用	45,305	未払消費税等	21,533
その他	29,802	契約負債	4,765
固定資産	1,435,619	預り金	145,212
有形固定資産	68,275	賞与引当金	7,036
建物附属設備	41,626	その他	4,541
車両運搬具	1,802	固定負債	1,056,472
工具、器具及び備品	24,846	長期借入金	1,047,646
無形固定資産	743,859	資産除去債務	8,826
ソフトウェア	612,215	負債合計	1,819,902
ソフトウェア仮勘定	131,040	(純資産の部)	
その他	603	株主資本	978,505
投資その他の資産	623,483	資本金	476,397
関係会社株式	520,093	資本剰余金	426,397
出 資 金	60	資本準備金	426,397
長期貸付金	62,333	利益剰余金	86,822
繰延税金資産	16,898	その他利益剰余金	86,822
その他	26,992	繰越利益剰余金	86,822
貸倒引当金	△2,894	自己株式	△11,111
資産合計	2,798,407	純資産合計	978,505
		負債純資産合計	2,798,407

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,759,467
売 上 原 価	775,637
売 上 総 利 益	983,829
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	947,598
営 業 利 益	36,231
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	543
助 成 金 収 入	3,174
そ の 他	42
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10,054
そ の 他	52
経 常 利 益	29,884
特 別 損 失	
和 解 費 用	13,270
税 引 前 当 期 純 利 益	16,613
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	19,080
法 人 税 等 調 整 額	△8,093
当 期 純 利 益	5,626

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	464,150	414,150	414,150	81,195	81,195	△224	959,272	959,272
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	12,246	12,246	12,246				24,492	24,492
当 期 純 利 益				5,626	5,626		5,626	5,626
自 己 株 式 の 取 得						△10,887	△10,887	△10,887
当 期 変 動 額 合 計	12,246	12,246	12,246	5,626	5,626	△10,887	19,232	19,232
当 期 末 残 高	476,397	426,397	426,397	86,822	86,822	△11,111	978,505	978,505

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

商品、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社においては、主にソフトウェアや機材の販売及び各顧客に合わせたコンサルティングを行っております。ソフトウェアや機材の販売に係る収益は、顧客との契約に基づいて、ソフトウェアの導入が完了した時点で、機材の販売は顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

サービスに係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間に渡り充足される場合にはサービス提供期間に渡り定額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した取引については、純額で収益を認識する方法に変更しております。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高及び売上原価は80,912千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

連結計算書類「連結注記表 3. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 67,333千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 45,072千円 |
| ② 長期金銭債権 | 62,333千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 6,517千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	51,488千円
営業費用	42,120千円
営業取引以外の取引高	533千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	4,790株
------	--------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,875千円
賞与引当金	2,151
譲渡制限付株式	11,519
貸倒引当金	885
減損損失	616
商品評価減	6,481
会員権評価損	3,119
その他	11,813
繰延税金資産小計	38,461
評価性引当額	△18,594
繰延税金資産合計	19,867
繰延税金負債	
資産除去債務	△1,639
その他	△1,328
繰延税金負債合計	△2,968
繰延税金資産の純額	16,898

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 ヘルスケア・フィット	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)	86,666	短期貸付金	25,999
				利息の受取 (注)	533	長期貸付金 —	62,333 —

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び 主要株主	川瀬 紀彦	被所有 直接32.5	債務被保証	不動産等賃貸 借契約に対する 債務被保証 (注1)	24,278 (注2)	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注2) 不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はなく、保証料の支払は行っておりません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	693円47銭
(2) 1株当たり当期純利益	4円01銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3円92銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社リグア
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福島 康生

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リグアの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社リグア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅	潔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福島	康生

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リグアの2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社リグア 監査役会

常勤監査役（社外） 江 澤 紳二郎 ㊟

監 査 役 桑 野 聡 史 ㊟

監査役（社外） 吉 田 憲 史 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供制度をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制強化のため、取締役を増員いたしたく、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期が満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふみもと たつや 文元 達也 (1984年10月4日生)	2007年 4月 ㈱関西マツダ入社 2008年 8月 ドーワークス㈱(現:㈱プレッショ)入社 2009年 10月 当社入社 営業部配属 2016年 10月 当社 営業部長 2020年 4月 当社 執行役員(現任) 2021年 6月 ㈱ヒゴワン 取締役(現任)	10,100株
2	まつ やま りょう すけ 松山 僚佑 (1983年5月13日生)	2010年 4月 九州労働金庫入庫 2015年 4月 ㈱M's MOR E設立 代表取締役 2018年 5月 ㈱D L L設立 代表取締役 2019年 11月 創和プロジェクト㈱入社 執行役員 ㈱アールアンドコー(現:創和プロジェクト㈱) 監査役 ㈱アプレシエ(現:㈱N S S K - E) 監査役 2020年 10月 ㈱地域経済活性化支援機構(業務委託契約) 2021年 7月 当社入社 執行役員(現任)	1,000株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査役会が、あると築地有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人として必要とされる専門能力、独立性、職業倫理、品質管理体制、監査費用の水準等について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	あると築地有限責任監査法人
事務所	東京事務所 東京都新宿区新宿一丁目19番7号 大阪事務所 大阪市北区曾根崎新地二丁目6番23号
沿 革	1998年3月 築地監査法人 設立 2007年4月 南平台監査法人を合併 2009年5月 あると監査法人を合併 あると築地監査法人に名称変更 2011年5月 大阪事務所 解説 2016年3月 有限責任監査法人に組織変更
概 要	構成人員 代表社員・社員 13名 監査職員 7名 事務職員 2名 合計 22名 金融商品取引法・会社法監査 3社 (2022年3月末日現在)

以上

株主総会会場ご案内図

会場：〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町三丁目1番 グランフロント大阪
北館 カンファレンスルームタワーC 8階 Room01
※お土産を配布する予定はございません。



●交通

J R「大阪駅」より徒歩5分
地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩約5分
阪急電鉄「大阪梅田駅」より徒歩約5分
阪神電鉄「大阪梅田駅」より徒歩約5分

●駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府の発表内容に応じて、株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合にはインターネット上の当社のウェブサイト（アドレス <https://ligua.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスによる感染症の流行が懸念されております。感染拡大防止のため、事前に同封の議決権行使書（郵送）をご利用いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、ご来場を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を確認のうえご来場いただき、マスクの常時着用と、受付前での検温、手指の消毒にご協力くださいますようお願い申し上げます。検温により発熱が確認された場合は入場をお断りすることがございますので予めご了承ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。